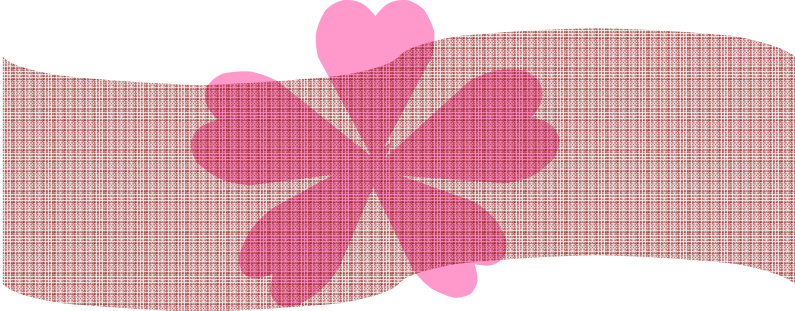


# 新ひだか町行財政改革大綱



相互理解のもとに行財政改革を推進し  
強固な財政基盤の確立と安定した  
21世紀のまちづくり

新 ひ だ か 町

# 新ひだか町行財政改革大綱

1	基本方針	2
2	行財政改革への取組方針	
	(1) スクラップ&ビルドの徹底	2
	(2) コスト意識の徹底	2
	(3) 透明性の確保とアカウンタビリティの実現	2
3	行革取組の組織体制	
	(1) 総合的な取組組織	
	内部的組織	3
	外部的組織	3
	(2) 個別計画策定のための取組組織	
	プロジェクト型組織	3
	一課対応型組織	4
4	行革の骨子	
	(1) 行政改革の骨子	5
	人の改革	4
	組織の改革	5
	事務事業の改革	5
	(2) 財政改革の骨子	6
	歳入の改革	6
	歳出の改革	6
5	行革の具体的な取組方法	
	(1) 全ての事務事業の行政評価による見直し	7
	(2) 個別計画の策定	7
	行政改革に関するアクションプラン	
	ア 事務事業見直し計画	8
	イ 定員管理計画	8
	ウ 行政組織改編計画	8
	エ 公共施設等維持管理運営計画	8
	オ 公用車集中管理計画	9
	カ IT化推進計画	9
	キ 職員意識改革推進計画	9
	ク 入札契約制度の改革推進計画	9
	ケ 町立病院経営健全化推進計画	9
	財政改革に関するアクションプラン	
	ア 公債費負担適正化計画	9
	イ 人件費適正化計画	10
	ウ 報酬等適正化計画	10
	エ 物件費効率化計画	10
	オ 使用料等負担適正化計画	10
	カ 負担金、補助金等適正化計画	11
	キ 税・税外収入確保推進計画	11
	ク 財政計画	11
6	推進期間	12

## 1 基本方針

近年の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化の本格的な到来や地方分権時代への対応、さらには長引く経済不況の影響による税収の減と地方交付税の縮小などが折り重なり、経費増、収入減という今までにない財政危機に直面している。

新ひだか町の現状そして将来的な地方公共団体を取り巻く環境は、決して楽観的なものではなく、特に財政面においては、破綻的な国の財政状況から市町村の固有財源とされた地方交付税の大幅な削減は避けられず、一方では住民ニーズの多様化と国・道からの権限委譲などから、対応すべき行政事務は複雑多岐に及ぶことが予想されるが、これらのことは、今後、業務量と財源の関係が均衡せず、必要なことすら対応できない状態を招くことになりかねない。

このような中で、当町においては即効性の高い行財政改革の実施に取り組まなければならないと考えるが、求められる改革の内容が既得事業の廃止や住民負担に及ぶものとなることが想定されることや、中途半端な財源不足ではないことから、現在の事務事業を原則スクラップ（オールスクラップ）するものとし、その必要性、緊急度、費用対効果などを検証した結果をもってビルド（採用）する、いわゆる行革の基本姿勢であるスクラップ&ビルドの手法を徹底するものとする。

## 2 行財政改革への取組方針

### （1）スクラップ&ビルド

現状の収支不足は、一部の事務事業の見直しで対応できるものではなく、根本的な財政構造の見直しを進めなければならず、既存の事務事業を一度、まったくの白紙に戻し（オールスクラップ）、新ひだか町として真に必要な事業のみを再構築（ビルド）していくことを徹底するものとする。

### （2）コスト意識の導入

対住民への外面的な部分として、行政サービスの提供手法に改善の余地がないかなどの検討を加えることにより、質の高いサービス提供に資するものとする。

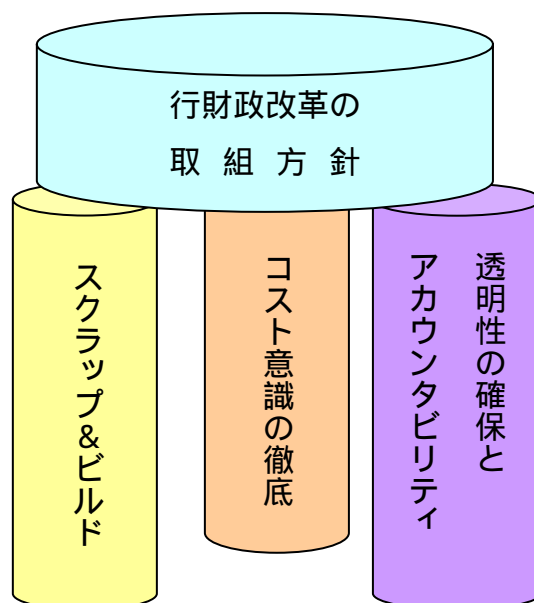
また内面的な部分として、サービスコストの削減を徹底し、限られた財源でのサービス確保は、効率性を重んじ、無理無駄のない事務事業の執行を図ることが不可欠である。

### （3）透明性の確保とアカウンタビリティの実現

行財政改革の対象となる事業は、行政内部の事務のほか直接的に住民関

連のある又は間接的に関連する事務も少なくない。近年の行政手法は、情報公開制度の浸透から住民との情報共有は当然のことであり、住民に利害関係をもたらすことについては、十分な対話や説明が必要である。

また、使用料等の算定にあたっては基礎数値を明確にし、内容がよく理解されるよう努めなければならない。



### 3 行革取組の組織体制

#### (1) 総合的な取組組織

##### 内部的組織

町長を本部長とする行財政改革推進本部を組織し、行革の取組の総合的な調整及び管理を行う。本部長代理には助役、副本部長には区長兼総合支所長及び教育長とし、本部委員は部長職等とし、事務局は行革推進課とする。

##### 外部的組織

町長が委嘱する住民代表の委員による行財政改革推進委員会を組織し、住民の意向にも十分配慮した計画を策定する。

また、議会との協議方法については、全議員が出席し、かつ、細かな協議ができる特別委員会形式で、本会議前に論議を深め理解を得ながら進めることができるよう調整する。

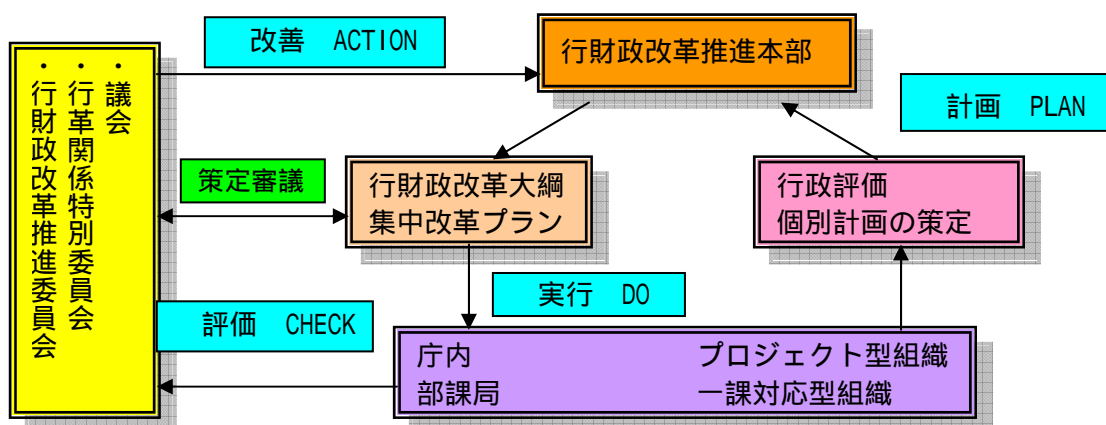
#### (2) 個別計画策定のための取組組織

##### プロジェクト型組織

策定すべき計画が特定の課の所管に属するものでなく、全庁的に関連のあるものについては全課横断的な策定プロジェクトを組織し、計画の策定にあたる。

## 一課対応型組織

策定すべき計画が特定の課に属するもので、当該課のみで策定に当たることが望ましいと考えられるものは、当該課一課で計画策定にあたる。



## 4 行革大綱の骨子

### (1) 行政改革の骨子

#### 人の改革

##### ア 意識改革の徹底

行財政改革を実のあるものにするためにも職員の意識改革は徹底しなければならない。特に合併により旧町間の考え方や実務への取り組み方の違いなど、基本的なベースに差異があることから、職員研修などを通じて徹底的な意識改革を行う必要がある。

##### イ 組織管理体制の再点検

合併時の組織体制から最終的な組織体制になるまでには、相当な年数を要するものと考えられるが、職員の不祥事の防止に関するチェック体制の構築など組織体制に合わせたシステム作りが必要である。

##### ウ 人事管理制度の再構築

給与制度の改正やこれに伴う昇給制度のあり方など職員の勤務意欲の高揚や組織の活性化のために十分機能する管理体制（人事評価制度の導入）を構築する必要がある。また、人材育成や能力開発に

資するため研修制度の充実を図る必要がある。

## 組織の改革

### ア 組織の改編

合併時の行政組織は、ソフトランディングとして現状に近い形での組織機構となったが、今後にあっては職員定数の削減計画に対応しながら組織改変を続けなければならない。特に、本庁機能と総合支所機能のそれぞれが本来どのような機能分担とすべきかが究極の課題であり、また旧町区域の特色を生かした組織の配置と両庁舎の有効活用を含めた10年程度の計画が必要である。

### イ 定員管理の適正化

組織の改編は、定員管理の適正化によるところが大きく、業務量に応じた人員配置や専門員の配置、スタッフ・グループ制の導入なども考慮した組織のあり方が必要になってくる。

### ウ 嘱託職員・臨時職員の雇用抑制

正職員は定員管理計画により管理されるが、嘱託職員等の管理はその配置が、本来正職員の補完的意味が強いこともあり計画自体の作成が難しいが、最小限で留める意識を持って検討する必要がある。一方、雇用対策にも考慮した検討とする。

## 事務事業の改革

### ア 事務事業の見直し

合併協議の中の調整方針が既に決定されているが、将来を見据えた今後の考え方に一貫性を持たせるため、全ての事務事業について行政評価を行うこととする。

### イ 行政評価

行政評価は、前述の全ての事務事業の行政評価とは別に、その実効性を高めるため通年ベースの評価基準の見直しが必要であり、住民への具体的効果、緊急度、住民要望の有無、町長公約の有無などの項目を加え、更に財源などの協議も取り入れたものとする。

### ウ 業務の外部委託（アウトソーシング）の推進

近年の行革の基本ともなっている民間力の活用は、職員の定員管理とも関連してくるが、住民へのサービスの確保あるいは向上が見込まれる業務は、いつまでも役所の領域に留めておくようなものではない。特に地方自治法の改正により平成18年9月までに指定管理者制度の導入が義務付けられたことは、住民サービスの向上と経

費の縮減を図るうえからも検討すべきもので、また、既に民間によって住民サービスが確保できる事業については、民間に任せるなどの協議が必要となる。

## (2) 財政改革の骨子

行財政改革は、財政健全化のための措置であり、行政改革にあってもその個々の改革に求められるものは、結果として財政改革に寄与するものでなければならない。

新町では、合併に伴い行政組織の無理のない統廃合が可能であり、また、合併したことにより各種団体等の統合も進み、負担金、補助金等にも好結果が期待できることから、これらのことを踏まえた計画策定とする。

一方、合併前の両町の財政分析と並行して、税等（町税、地方交付税等の一般財源）の配分状況から財政健全化を検討する必要がある。

### 歳入の改革

収入については、賦課に対する確実な徴収体制の整備について引き続き努力する。また、使用料、手数料等の見直しについては、平成14年実施分（財政健全化）についても合併により安いほうにあわせることとした調整方針が多いことから、抜本的な見直しが必要となるとともに、受益者負担の原則に照らし、町民が負担すべき経費の範囲について検討する。

また、公有財産の管理についても計画性をもって検討を進める。

### 歳出の改革

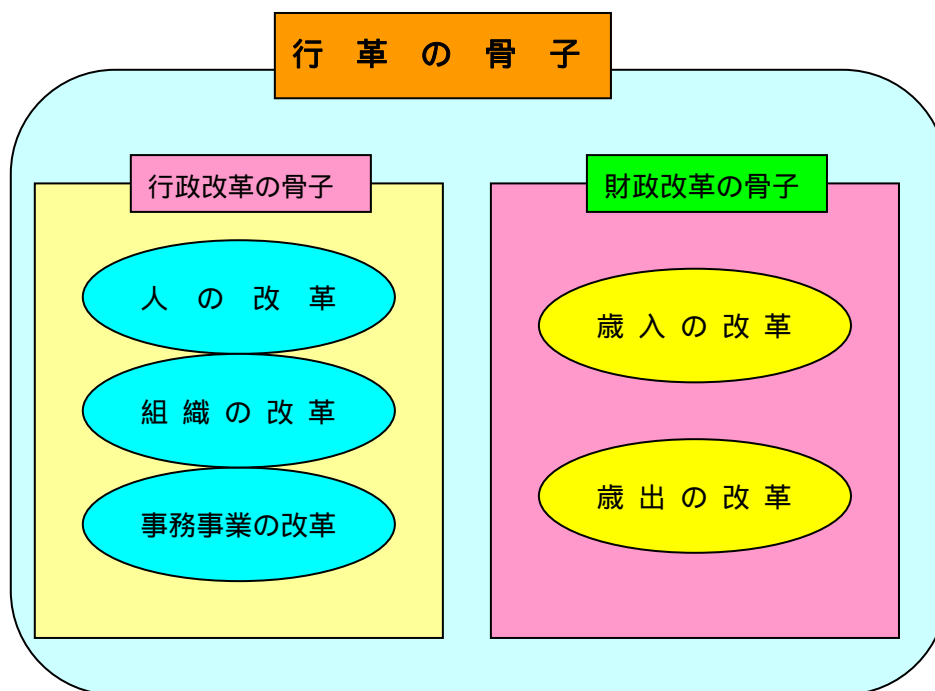
支出については、更に多くの見直し分野が出てくるが、今や人件費の削減は不可避であるが、現員の給与を削減するよりは思い切った職員数の削減（勧奨退職の復活など）のほうがより効果的である。

また、公共事業の維持管理については、個別の経費の見直しを行ってきたが、平成18年9月の指定管理者制度の導入、運営方法等の根本からの検討が必要である。

負担金、補助金等については、既に減額措置を行ってきたが、これらも既得権だけの問題かどうか、また、団体補助については減免措置との関係にも着目し、再検討を要する。

義務的経費の中で、大きな問題である公債費については、必要最小限の発行にとどめることはもとより、合併特例債と過疎債・辺地債など後年度の財政措置の見込まれる地方債の計画的な発行で対応し、残

債の削減と税等の負担分の削減を図る必要がある。



## 5 行革の具体的な取組方法

### (1) 全ての事務事業の行財政評価による見直し

合併時の調整項目（A・B・C ランクすべて）について行政評価を行う形として、全ての事業を一度スクラップし、当該事業の必要性や貢献度、事業規模、事業期間（特に終期）などを明確にし、かつ既得権の排除や非効率的な事業の縮小、廃止を行う行政改革シートにより、合併時の調整シートの項目別を事業別に区分して作成する。

評価の具体的手法は、基本的には行政評価と同様とするが、全事業について事前評価（新規事業扱い）を行い、担当課の一次評価、行革推進課の二次評価そして行財政改革推進本部の三次評価とする。

全事業の評価については、平成18年度のみとして実施し、行財政改革の計画策定と将来推計が固まった後は、従前の行政評価に戻して継続する。

### (2) 個別計画の策定

個別計画については、行政改革に関するアクションプラン及び財政改革に関するアクションプランとして以下で説明するが、個別計画の策定にあたっては、計画の内容によりプロジェクト型と一課対応型の二種類

の組織形態での策定とする。

近年の財政状況は、非常に厳しく、即効性も要求されることから、一つの計画の中でも即時対応、年次対応など区分しながらの改革進行とする。

これらの個別計画の具体的内容や方針を受け、新町の財政計画を定め、将来の安定的な財政基盤を確立するものとする。

### 行政改革に関するアクションプラン

#### ア 事務事業の見直し計画（他の個別計画に係るものを除く）

合併調整項目として洗い出した項目全てにおいて、事業別に「改革シート」を作成し、行政評価の拡大版として各事業の見直しを実施する。

#### イ 定員管理計画

一つ目には基本となる定年退職者の不補充、二つ目として勧奨退職制度の復活の検討により早期退職の促進、三つ目として行政が行っている業務自体の民間委譲や民間委託による職員数の削減を検討する。この定員管理計画は、組織の改編と深いかわりをもつことから、本庁機能と総合支所機能の明確な区分と実施年度を考慮しながら進めなければならない。また、将来的に職員の年齢階層等にも配慮した採用計画も併せて検討する。

#### ウ 行政組織改編計画

定員管理計画と関連するが、できる限り早い時期に本庁、総合支所の最終形に辿り着く必要があるが、急ぎ過ぎると合併への不満となり二次合併への支障ともなりうることから慎重に、かつ淡々と実施すべきものである。合併時の調整方針としては、地域自治区が10年を目途としていることから完成形は長期スパンのイメージであるが、5～7年くらいの計画で検討する。

#### エ 公共施設等維持管理運営計画

新町において引き継いだ公共施設について、そのほとんどの施設が老朽化しており、建替時期を迎えている施設も少なくないが、現状の財政状況を考慮すると難しいものがある。これらに対応すべく、施設の計画的な修繕や統合・廃止を含めた検討が必要である。計画の策定あるいは実施にあたっては、技術職員の配置を含めた中での検討が望まれる。また、この計画には指定管理者制度の導入を含めた施設運営にも及ぶものとし、新町の公共施設の総合的なあり方を

考える。

#### オ 公用車集中管理計画

既に旧町において、公用車は集中管理の体制を敷いているが、これらの計画の整合性を図るとともに、公用バスの多目的運行に関する実施についても検討するものとする。

#### カ IT化推進計画

合併に際して、新システムの導入や既存システムの改修など多額の経費を投入したところであるが、このIT化はとどまるところがなく、改修の可能性や活用上の不満が出るものと思われる。

また、既に調整中であるが、特定郵便局における住民票等の発行業務についても計画に盛り込むこととする。

#### キ 職員意識改革推進計画

合併による新たな行政への対応や厳しい財政状況に応じた効率的な事務執行への意識醸成などを図るためには、全ての職員が町財政の現況を的確に把握し、常に問題意識をもった仕事への取り組みが実践されるように、職員への情報提供の場を含めた研修計画の構築が必要である。経費のかかる外部講師による研修ばかりではなく、内部講師や町内の民間感覚の伝授のための町民講師など、工夫によって大きな成果を期待できる。

#### ク 入札契約制度の改革推進計画

公共工事等の入札及び契約の適正化を一層推進し、透明性・公平性を追求する中で、適正な競争の確保を図る。特に、合併前の両町での制度の違いとその特殊性並びに地場産業の育成等にも配慮された制度の構築を検討する。

#### ケ 町立病院経営健全化推進計画

合併により新町には二つの町立病院ができることになったが、共に経営状況は赤字を抱えている厳しい状況である。町立病院という特殊な役割を考えたとき、経営の健全化とは相反する部分もあるが、根本的な新町における病院のあり方や経営方針の見直しを行い、将来的にも住民が医療不安のない暮らしができるように、病院経営の健全化を検討しなければならない。

#### 財政改革に関するアクションプラン

#### ア 公債費負担適正化計画

公債費償還については、合併時をピークとして今後右肩下がりで

推移するものと想定されるが、これは長い期間の計画の下で進められてきた結果であり、無計画な新規の発行は後々逃れることのできない財政の硬直化をきたすものとなるので、今後においても計画的な発行と償還計画を立てて進めていかなければならない。特に、合併に伴い許可される合併特例債と三石地区にのみ許可される過疎債は、もっとも有利な条件の地方債であり、財源調整の厳しい現状においては頼りたくなるどころであるが、あくまで地方債の発行は最小限の発行を原則とし、他の地方債は皆減するなどの努力目標を設定すべきである。

#### イ 人件費適正化計画

税等が占める割合の高い経費として、公債費と並んで挙げられるのが人件費である。共に義務的経費と呼ばれ、なかなか削減は難しいものとされていたが、低金利における地方債の借り換えと同様に、全国的な行革の流れの中で人件費の削減が現実のものとなってきた。特に新町では、合併前の減額措置の復元や手当の相違の高い方への調整などが行われたため、再度の削減の検討もできるだけ早急に対応するべきものである。ただし、本給の減額については、その時点での支給額のみの影響だけでは済まないことや職員の士気低下にも配慮した検討を行う。また、給料表の改定が平成18年4月から実施されていることに鑑み、実質の定期昇給が4～5年はない職員が多数いる現状も考慮すること。

この計画は、定員管理計画とも密接な関連があることから、詳細の推計がきるものである。

#### ウ 報酬等適正化計画

特別職、議会議員、各種委員会委員等の報酬等については、特別職報酬等審議会に諮問すべきものだが、その職責から一般職との均衡にも十分配慮するとともに、他の地方公共団体との比較など十分検討が必要である。

#### エ 物件費効率化計画

旧静内町では、過去にかなり厳しい計画を実施しており、改めての削減は難しいかもしれないが、旧三石町における実施状況の確認や現況の洗い出しは必要である。

#### オ 使用料等負担適正化計画

各種使用料及び手数料については、経費の負担区分（受益者の負

担すべき範囲)を明確にし、かつ積算根拠を示しながら適正化を図る必要がある。合併協議の中では、使用料等も明確な基礎もなく、現行どおり安いほうに合わせたケースが多いので、全般について見直すものとする。

また、使用料等の検討に際しては、減免のあり方についても検討すべきであり、関係団体との協議も含めて進めるものとする。

#### カ 負担金、補助金等適正化計画

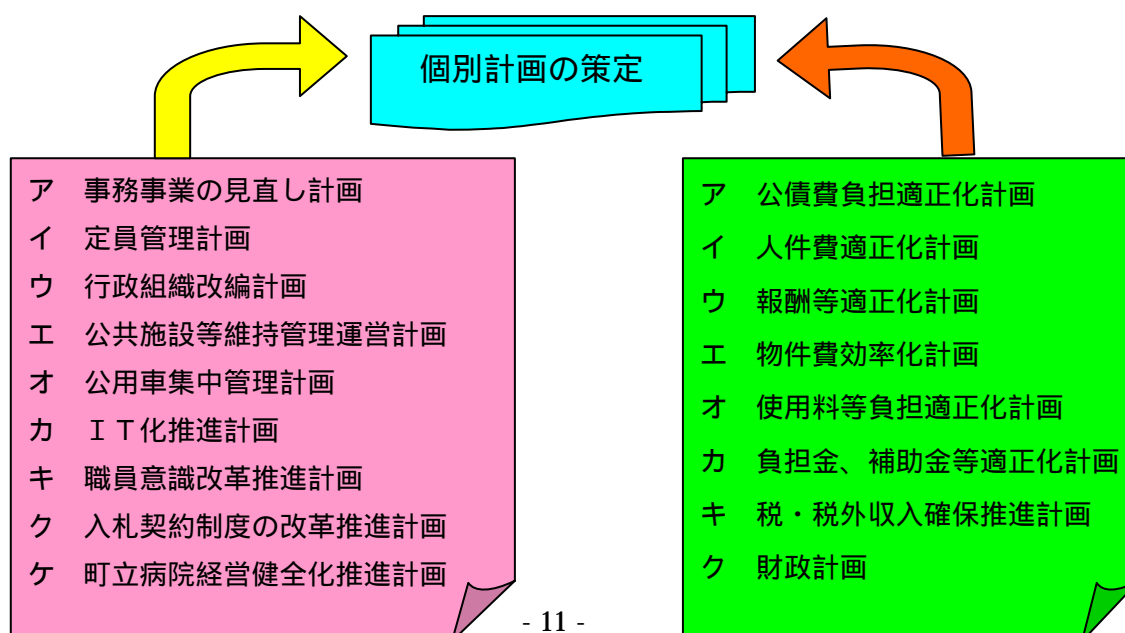
各種負担金、補助金、交付金、助成金などは、旧静内町においては100万円以上のものは行政評価の中で随時の見直しがなされているが、合併協議における調整や本来の趣旨についても対象とする。このことは、真に行政が負担や助成をするべきものなのか、サークル活動や団体助成についても対象団体の活動目的や会費の徴収状況なども調査するとともに、施設使用料の減免と活動に対する支援のあり方など、原点に戻っての検討が必要である。

#### キ 税・税外収入確保推進計画

旧静内町にあっては、既に計画的に進めてきているが、今回の合併に際して三石地区の現況把握と三石地区も含めた全町的な体制構築に向けた見直し計画を策定する必要がある。

#### ク 財政計画

上記の各個別計画を集約し、影響額を反映した推計値を財政計画として取りまとめる。計画年度は、3～5年程度としローリングできるように作成する。基本となるのは、建設計画の財政推計であり、その実施計画としての位置付けをする。



## 5 推進期間

この大綱に定める事項については、平成18年度から平成27年度の10年間の計画とし推進するものとする。なお、この大綱に盛り込んでいないものについても、改革の必要が生じれば積極的に対応していく。